

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	診療報酬の支払の差止め	
根拠法令・条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第42条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第43条	
所 管 課	健康福祉局 保健所 感染症対策課	
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p>・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない</p> <p>処分基準 正当な理由なく必要な報告の請求及び診療録その他の帳簿書類の検査を拒み、虚偽の報告をしたとき</p> <p>処分の対象 感染症指定医療機関（同法第19条第1項ただし書において、緊急その他やむを得ない場合につき、感染症指定医療機関以外の医療機関に入院させる場合は、当該医療機関）</p> <p>処分内容 診療報酬の支払を一時差し止めるよう指示し、又は差し止めることができる。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・ 弁 明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。」 するとき」に
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	